## 〇文部科学省令第十五号

学 校 教 育 法 昭 和 + = 年 法 律第二十六号) 第 五十二条、 第六 十八八 条及び 第 七十七 条 0 規定に基づ

き、 学 校 教 育 法 施 行 規 則  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る省令 を 次  $\mathcal{O}$ ょ うに定  $\Diamond$ る。

令和四年三月三十一日

文部科学大臣 末松 信介

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学 校 教 育 法 施 行 規 則 ( 昭 和 + = 年 文 部 省 令 第十一 号) の 一 部 を 次 0 ように 改 正する。

規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L た 部 分 0 よう に 改  $\Diamond$ 改 正 後 欄 に 掲 げ る そ  $\mathcal{O}$ 標 記 部 分 に 重 傍 線 を 付 た 規 定 ) 以

次

 $\mathcal{O}$ 

表

に

ょ

り、

改

正

前

欄

に

掲

げ

る

規

定

 $\mathcal{O}$ 

傍

線

を付

L

た

部

分

を

れ

に

順

次

対

応

す

る

改

正

後

欄

に

掲げ

る

下 対 象規 定 لح 7 う。 で 改 Ē 前 欄 にこ れ に 対 応 す る ŧ 0 を 撂 げ て 7 ない ŧ 0) は ک れ を 加 え る。

本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるて、日本語に通じない児童又は生徒のうち、当該児童又は生徒の日第百三十二条の三 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部におい  年	2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、第八十三条、第八十五条から第八十六条の二中「第八十二条及び第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第八十五条中「前二条」とあるのは「第百八条第二項において、第八十五条中「前二条」とあるのは「第百八条第二項において、第八十五条中「前二条」とあるのは「第百八条第二項において、第八十五条中「前二条」とあるのは「第百八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領るのは「第百八条第二項において準用する第八十三条及び第八十四条」とあるのは「第百八条第二項において準用する第八十三条及び第八十四条」とあるのは「第百八条第二項において準用する第八十三条及び第八十四条」とあるのは「第百八条第二項において準用する第八十三条及び第八十四条」とあるのは「第百八条第二項において準用する第八十三条及び第八十四条」とあるのは「第百八条第二項において準用する第八十三条及び第八十四条」とあるのは「第百八条第二項において準用する第八十三条及び第八十四条」とあるのは「第百八条第二項においては、第八十三条及び第八十四条」とあるのは「第百八条第二項においては、第八十三条、第八十三条、第八十三条、第八十三条のは「第一次を対する高等学校学習指導要領」と読を対するのは「第一次を対する高等学校学習指導要領」と読を対するのは「第一次を対するのは「第一次を対するのは「第一次を対する高等学校学習指導要領」と読を対するのは「第一次を対する高等学校学習指導要領」と読を表するのは「第一次を対する高等学校学習指導要領」と読を対する高等を対する高等があるのは、第二次を対する高等では、第二次を対する高等では、第二次を対する高等では、第二次を対する高等では、第二次を対する高等では、第二次を対する高等学校学習指導要領」とあるのは、第二次を対する高等では、第二次を対する高等では、第二次を対する高等では、第二次を対する高等では、第二次を対する高等では、第二次を対する高等では、第二次を対する高等では、第二次を対する高等では、第二次を対するのは、第二次を対する高等では、第二次を対するのは、第二次のは、第二次を対するのは、第二次を対するのは、第二次を対するのは、第二次を対するのは、第二次を対するのは、第二次を対するのは、第二次を対するのは、第二次を対するのは、第二次を対するのは、第二次を対するのは、第二次を対するのは、第二次を対するのは、第二次を対するのは、第二次を対するのは、対するのは	第八十六条の二 高等学校において、日本語に通じない生徒のうち、当該生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行り必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第八十三条及び第八十四条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。   「では、校長は、生徒が設置者の定めるところにより他の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部において受けた投業を、当該生徒の在学する高等学校において受けた当該特別の指導を行う。」   「神経を、当該生徒の在学する高等学校において受けた当該特別の指導を行きる。」   「神経の一方では、文部科学大臣が別に定めるところにより他の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。」   「神経の一方により、第八十六条の二」   「本語に通じない生徒のうち、一方により、第八十六条の二」   「本語に通じない生徒のうち、一方により、第八十六条の二」   「本語に通じない生徒のうち、一方により、第八十六条の二」   「本語に通じない生徒のうち、一方により、一方により、第八十六条の二」   「本語に通じない生徒のうち、一方により、第八十六条の二」   「本語に通じない生徒のうち、一方により、第八十六条の二」   「本語に通じない生徒のうち、一方により、第八十六条の二」   「本語に通じない生徒のうち、一方により、第八十六条の二」   「本語に通じない生徒のうち、一方により、第八十六条の二」   「本語により、第八十六条の二」   「本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行り、表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表	改正後
解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教語に通じない児童又は生徒のうち、当該児童又は生徒の日本語を理第百三十二条の三 特別支援学校の小学部又は中学部において、日本	2 中等教育学校の後期課程の教育課程については、第八十三条、第第百八条 [略] と読み替えるものとする。 は「第六十七条第二項」と読み替えるものとする。 は「第六十七条第二項」と読み替えるものとする。 は「第六十七条第二項」と読み替えるものとする。 は「第六十七条第二項」と読み替えるものとする。	[条を加える。]	改正前

育課程によることができる。第百二十六条から第百二十九条までの規定にかかわらず、特別の教ものを教育する場合は、文部科学大臣が別に定めるところにより、

できる。 等部において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことが 与該児童又は生徒の在学する特別支援学校の小学部、中学部又は高 支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、 支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、 支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、 支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、 支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、 支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、 本語の一、中等教育学校又は特別の教育課程による場合にお できる。

の教育課程によることができる。十六条、第百二十七条及び第百二十九条の規定にかかわらず、特別育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第百二

備考 表中 0 0) 記載 及び対象規定の二重傍線を付し た標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。